

下松市現場代理人等取扱要領の一部改正について（お知らせ）

令和 7 年 2 月 2 8 日
技 術 監 理 課

下松市では平成 2 3 年 6 月 1 日以降、現場代理人の常駐義務を緩和しておりますが、令和 7 年 2 月 1 日の建設業法施行令改正に伴い、請負代金額の基準を引き上げますのでお知らせします。

記

1. 改正内容

現場代理人が兼務できる工事の 1 件あたりの契約金額を改正。

【改正前】 4, 000 万円（建築一式は 8, 000 万円）

【改正後】 4, 500 万円（建築一式は 9, 000 万円）

2. 対象工事及び申請について

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結した建設工事が対象となります。ただし、現場代理人の兼務についての申請手続きが必要です。

3. 現場代理人の兼務の要件について

(1) 個別要件

ア 密接な関係にある 2 以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合

イ 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定により、主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合

ウ 次の要件をすべて満たす場合

（ア）兼務する工事契約が 3 件以内であること。

（イ）それぞれの契約金額が 4, 5 0 0 万円（建築一式工事は 9, 0 0 0 万円）未満であること。

(2) 共通要件

ア 兼務する工事現場がいずれも周南土木建築事務所管内であること。

イ 兼務する工事が市発注工事でない場合は、その発注者が兼務を了承していること。

ウ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。

エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

オ 特記仕様書に現場代理人等の兼務を認めない旨の記載がないこと。

4. 適用基準日

令和 7 年 3 月 1 日から適用します。

以上